

西東京市公式フェイスブック運用要領

平成 28 年 3 月 28 日

27 西企秘第 954 号

企画部秘書広報課広報広聴担当課長決裁

第1 趣旨

この要領は、西東京市（以下「市」という。）が Facebook（以下「フェイスブック」という。）を市民等への情報提供媒体として運用することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) フェイスブック ソーシャルネットワークサービスの 1 つで、インターネット上でさまざまなつながりを作っていくコミュニケーションツールのことをいう。
- (2) 公式フェイスブック 市が設置・運用するフェイスブックページ
- (3) タイムライン 出来事、動画や写真等の記録を時系列に表示する機能のことをいう。
- (4) コメント 市の投稿に対して利用者が、意見、アドバイスを言い、コミュニケーションをはかることをいう。
- (5) いいね 市の投稿に対して利用者が肯定的なフィードバックを与える際に利用することをいう。
- (6) シェア 市の投稿に対して内容を利用者の友達に共有する機能のことをいう。

第3 運営主体

公式フェイスブックの運営主体は市とし、アカウントの管理及び投稿の発信は企画部広報プロモーション課が行う。

2 公式フェイスブック名は、西東京市とする。

3 公式フェイスブック URL は、<https://www.facebook.com/nishitokyocity>

第4 アカウント運用者の明示

市は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式フェイスブック名及び URL を、市のホームページ上に明示する。

第5 アカウントの運営主体、発信内容等の明示

市は、この要領で定めるアカウントの運営主体、発信する内容及び発信方法について、

公式フェイスブックの基本データ欄に明示する。

第 6 掲載内容

行政情報、イベント情報や緊急情報等

第 7 運用方法

- (1) 運用管理者および運用担当者は市政に関する情報を必要に応じてタイムラインに投稿する。
- (2) 利用者は閲覧、コメント、シェア、いいね！など自由に利用することができる。ただし、第 9 禁止事項に該当する場合はこの限りではない。
- (3) 運用管理者は、特に必要と判断した場合を除き、原則、コメントへの返信を行わない。

第 8 対応時間

原則として、平日の開庁時間内（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）とする。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿することができる。

第 9 禁止事項

下記の事項に該当する投稿を禁じる。該当する場合予告なく削除することがある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するものの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (12) その他、市が不適切として判断したもの

第 10 著作権

同ページの情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は、西東京市または正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上

認められた場合、および公式フェイスブック上での「シェア」機能の使用による転載などを除き、無断で複製・転載することはできない。

第 11 ホームページとのリンク

公式フェイスブックに記載するリンクのリンク先は、原則として市のホームページのみとする。ただし、企画部広報プロモーション課長が必要と認めるものは、この限りでない。

第 12 運用の停止

市は、運営が困難になった場合には、その理由を市のホームページに明記し、公式フェイスブックの運用を停止することができる。

第 13 免責事項

西東京市は、公式フェイスブックの情報をを用いて行う一切の行為について一切責任を負わない。

第 14 その他

この要領のほか、公式フェイスブックの運用に関し、必要な事項は、企画部広報プロモーション課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。